

# 託送供給約款

## 新旧対照表

現行 (令和元年10月11日実施分)	改正後 (令和5年12月1日実施分)												
<p>目次 略</p> <p>本文 略</p> <p>付 則 (実施期日)</p> <p>1 この約款は、<b>令和元年10月11日</b>から施行する。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1(第4条第1項第24号)</p> <p>払出すガスの圧力並びに払出エリア(供給区域等)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本市は、次のとおり払出エリアを定める。(供給区域等)</p> <table border="1" data-bbox="259 858 1095 1326"> <tr> <td data-bbox="259 858 427 1043">習志野市</td> <td data-bbox="427 858 1095 1043">市内全域。ただし、谷津7丁目のうち、東日本旅客鉄道株式会社津田沼電車区以北<b>並びに</b>新栄1丁目127番19、127番20、127番23、127番24、135番96、135番187、135番287及び135番288 <u>を</u>除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 1043 427 1099">千葉市</td> <td data-bbox="427 1043 1095 1099">花見川区長作町2491番</td> </tr> <tr> <td data-bbox="259 1099 427 1326">船橋市</td> <td data-bbox="427 1099 1095 1326">前原西1丁目29番から32番まで及び2丁目17番三山2丁目1番並びに9丁目632番2、632番4、632番5、632番7から14まで、634番3、634番35から37まで及び634番150</td> </tr> </table>	習志野市	市内全域。ただし、谷津7丁目のうち、東日本旅客鉄道株式会社津田沼電車区以北 <b>並びに</b> 新栄1丁目127番19、127番20、127番23、127番24、135番96、135番187、135番287及び135番288 <u>を</u> 除く。	千葉市	花見川区長作町2491番	船橋市	前原西1丁目29番から32番まで及び2丁目17番三山2丁目1番並びに9丁目632番2、632番4、632番5、632番7から14まで、634番3、634番35から37まで及び634番150	<p>目次 略</p> <p>本文 略</p> <p>付 則 (実施期日)</p> <p>1 この約款は、<b>令和5年12月1日</b>から施行する。</p> <p>2～4 略</p> <p>別表第1(第4条第1項第24号)</p> <p>払出すガスの圧力並びに払出エリア(供給区域等)</p> <p>1～3 略</p> <p>4 本市は、次のとおり払出エリアを定める。(供給区域等)</p> <table border="1" data-bbox="1155 858 1991 1326"> <tr> <td data-bbox="1155 858 1323 1043">習志野市</td> <td data-bbox="1323 858 1991 1043">市内全域。ただし、谷津7丁目のうち、東日本旅客鉄道株式会社津田沼電車区以北、新栄1丁目127番19、127番20、127番23、127番24、135番96、135番187、135番287及び135番288<b>並びに津田沼1丁目2001番から2005番まで</b>を除く。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1043 1323 1099">千葉市</td> <td data-bbox="1323 1043 1991 1099">花見川区長作町2491番</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 1099 1323 1326">船橋市</td> <td data-bbox="1323 1099 1991 1326">前原西1丁目29番から32番まで及び2丁目17番三山2丁目1番並びに9丁目632番2、632番4、632番5、632番7から14まで、634番3、634番35から37まで及び634番150</td> </tr> </table>	習志野市	市内全域。ただし、谷津7丁目のうち、東日本旅客鉄道株式会社津田沼電車区以北、新栄1丁目127番19、127番20、127番23、127番24、135番96、135番187、135番287及び135番288 <b>並びに津田沼1丁目2001番から2005番まで</b> を除く。	千葉市	花見川区長作町2491番	船橋市	前原西1丁目29番から32番まで及び2丁目17番三山2丁目1番並びに9丁目632番2、632番4、632番5、632番7から14まで、634番3、634番35から37まで及び634番150
習志野市	市内全域。ただし、谷津7丁目のうち、東日本旅客鉄道株式会社津田沼電車区以北 <b>並びに</b> 新栄1丁目127番19、127番20、127番23、127番24、135番96、135番187、135番287及び135番288 <u>を</u> 除く。												
千葉市	花見川区長作町2491番												
船橋市	前原西1丁目29番から32番まで及び2丁目17番三山2丁目1番並びに9丁目632番2、632番4、632番5、632番7から14まで、634番3、634番35から37まで及び634番150												
習志野市	市内全域。ただし、谷津7丁目のうち、東日本旅客鉄道株式会社津田沼電車区以北、新栄1丁目127番19、127番20、127番23、127番24、135番96、135番187、135番287及び135番288 <b>並びに津田沼1丁目2001番から2005番まで</b> を除く。												
千葉市	花見川区長作町2491番												
船橋市	前原西1丁目29番から32番まで及び2丁目17番三山2丁目1番並びに9丁目632番2、632番4、632番5、632番7から14まで、634番3、634番35から37まで及び634番150												
<p>(別表第2)～(別表第10) 略</p> <p>付録 略</p>	<p>(別表第2)～(別表第10) 略</p> <p>付録 略</p>												